



Title	終章 なぜセクハラ性暴力にこだわるか：教育、研究、裁判の40年
Author(s)	牟田, 和恵
Citation	フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想. 2022, p. 148-156
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88607
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

なぜセクハラ性暴力にこだわるか
——教育、研究、裁判の40年——

牟田和恵

(大阪大学名誉教授)

牟田和恵 編 フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想 終章

ISBN 978-4-87974-779-2 C3836

終章 なぜセクハラ性暴力にこだわるか——教育、研究、裁判の40年——

牟田和恵

定年を迎えるからといって研究活動に終止符を打つわけではないが、これを良い機会として、40年近くジェンダーにかかわる研究と教育にあたってきた者として、自分の研究者人生を振り返ることには意味があるだろう。というもの、一つには、私が携わってきたフェミニズムの立場からのジェンダー研究は、いまでもアカデミズムの制度の中では新参でマイナーな存在だが、残念なことに現在、縮小や後退をしつつあるのではという懸念さえある。そう考えれば、私の個人的な振り返りは、ジェンダー研究をめぐる40年の経過を考えるものとしての意味もあるだろうと思われるからだ。

その40年の経過を縦糸だとすれば、私が研究のテーマとしてきたセクシュアル・ハラスメント、性暴力について、それらについてこだわることにどのような意味があるのかを考えることが本章の横糸になるはずだ。

1. 裁判とのかかわり、裁判からの学び

大学に勤務する研究者としての私の歩みは一面では、裁判に始まり裁判に終わる（まだ終わっていないが）と言えそうだ。

最初に出会った裁判は、支援組織代表の立場で、法廷でセクハラとたたかうことから始まり、最後の現在進行形のものは、原告として自分が代表を務めた科研研究への攻撃とたたかうこととなった。

そしてこの「たたかい」というのは、法廷で相手方と争ったという意味だけではなく、ジェンダーをテーマとしてきた私の研究人生において必然的に出会ってきたたかいたと感じている。

福岡セクハラ訴訟

大学院時代の後半から、歴史社会学的視点から近代化と家族やジェンダーの規範の変容について研究を進めていたが、1989年に提訴された日本で初めてのセクハラ裁判となった福岡セクハラ訴訟にかかわることとなり、そこからセクハラについても自らの研究の一部として取り組んでいくことになった。

同訴訟は、福岡市にある小さな出版社で働いていた女性が、「仕事はできるが夜遊びが激しい」などと性にかかわる誹謗中傷を上司である編集長から周囲に触れられ、抗議してもやめもらえないため管理職である専務に相談したら、「編集長とトラブルを起こして職場の和を乱した」ということで退職に追い込まれてしまった。被害を受けたのは自分なのになぜ仕事を辞めなくてはいけないのかと労働基準局や簡易裁判所、そして弁護士事務所にも足を運んだものの、「クビではなく自発的な退職になっているから問題はない」「あなたが美人だから」「それくらいのこと」と相手にしてもらえなかった。だがそのタイミングで「女性のための法律事務所が福岡に設立された」という小さな記事を地方紙で見つけ、最後の手段としてその事務所を訪ね提訴に至ったものだ（晴野 2001: 54-58）。彼女の受けた被害は典型的なセクハラだが、当時はまだ日本ではセクシュアル・ハラスメントという概念はほとんど知られていなかった。女性当人も、そして代理人を引き受けた福岡のフェミニスト弁護士も、「セクシュアル・ハラスメント」を知っていたわけでもなかった。しかし弁護士たちは、原告女性から話を聞いて、「これは女性差別だ」と直感したという。

この裁判を闘うにあたっての戦略はまず、こうした被害は原告女性個人に特殊なことではなく多くの女性たちが職場で苦しんできた普遍的な問題であることを社会にうたえることだった。これまで闘われてきた女性の労働上の差別問題は、定年差別、賃金差別、採用や昇進での差別など多々あるが、女性が職場で性的な嫌がらせや脅かしを

受けた労働権を損なわれることは、これまで見過ごされてきた、もう一つの重要な女性差別問題だ。このことを社会に問題提起しつつこの裁判をたたかっていこうと、地元福岡のジャーナリストや草の根のフェミニスト活動家たちとともに「職場での性的いやがらせとたかう裁判を支援する会」を結成し、前年に佐賀大学に専任講師として着任していた私が支援代表を務めることになった。

現在もセクハラや性暴力を問う裁判では、プライバシーの侵害や二次加害を怖れて、原告である被害女性は匿名であることが多い。1989年当時で、初めてセクシュアル・ハラスメントを問う裁判ということで、興味本位・スキヤンダラスな扱いを受けることが予想され、原告女性は匿名で取材にも本人は登場しないことを支援の会の方針とし、記者会見やメディア対応を代理人弁護士たちとともに私が引き受けることになった。「スキヤンダラスな受け止め」という点では、たしかに、提訴後、バッシング的な報道、「色物」としての扱いは多々あったが、新聞等の主要メディアでは、働く女性たちに対するもう一つの差別問題としてセクシュアル・ハラスメントがあると正面から受け止めた報道も多数なされた。そして、あっという間に「セクハラ」の語が生まれ、提訴が8月であったにもかかわらず、12月のその年の流行語大賞を獲得するほど、よく知られた言葉になった。提訴前、「セクシュアル・ハラスメント」のような長々しいカタカナ言葉が日本社会に定着するとはとても思えず、支援の会は上述の通り「性的いやがらせ」と称したのだが、まったく嬉しい誤算だった。

なお、同裁判は、1992年4月16日、ほぼ全面的に原告女性の勝訴で終わった。判決は、上司から原告へ行われた性的中傷の事実をほぼ認めたうえ、性的な脅かしや嫌がらせが女性労働者の人格権と労働権を侵害する不法なものであり、会社も使用者としてその責任を負うべきことを認めて、女性の譲歩や犠牲の上で職場環境を調整することは不法であるとはっきりと述べている。「セクシュアル・ハラスメント」という言葉こそ用いていないものの、日本の司法として初めてこの問題に関する判断基準を明確に示した、画期的な判決だった。

この裁判では、原告側は代理人に福岡の代表的フェミニスト弁護士である女性協同法律事務所の辻本育子・原田直子弁護士（原田弁護士はその後日本弁護士会の副会長を勤めた）をはじめとする福岡の女性弁護士たちに加えて、性に関わる女性差別裁判では第一人者の角田由紀子弁護士が東京から参加してくれた。それに加え、女性労働問題を専門とする法学者である林弘子福岡大学教授（当時。のちに宮崎公立大学学長）を擁する強力な布陣だった。私は支援組織代表として、裁判の戦略を練る弁護団会議に毎回参加したが、研究者としての私にとって、彼女たちと議論を重ねたことは大変大きな学びとなり、その後の研究者人生の糧となった。匿名であっても、いやむしろ匿名であったことも理由となって、様々な葛藤を抱えることになった原告や、支援組織のメンバーたちとの密度の濃い交流と協働にもその後30年以上経った現在も感謝している。

やや裏事情的なことを付け加えると（法廷でのことなので「裏」というわけではないのだが）、上記のような強力な布陣だった原告側に比して、被告側代理人は、経験豊富な弁護士だったが、そもそも訴えの意味を理解していないようだった。原告が最初に訪ねて「それくらいのことはよくあること。そんなことで裁判しようなんてバカバカしい」と相手にしなかった弁護士同様、くだらない訴えだと軽視していたのだろうか。原告に退職を強要した専務は法廷で「編集長のほうが悪いのは分かってましたが男を辞めさせるわけにはいきませんから」と証言してのけた。この女性差別丸出しの証言には、弁護士はなぜ事前指導しなかったのかと不思議に思うくらいだったが、要するにその程度の認識で本件訴訟に臨んでいたということだろう。こんな「敵失」も裁判の結果に影響を与えたに違いないが、それもやはり、当時の社会の「常識」の表れだったのだろう。

裁判終結後、支援の会では、裁判の記録と分析をまとめた書籍を刊行し、そのタイトルを「職場の「常識」が変わる」としたが、まさに「常識」に挑戦するたたかいでいた。

待ち望まれた問題設定

セクハラが1989年の時点で初めて発生したなどと言うわけではもちろんない。『女工哀史』の頃から工場の監督から若い女工たちが強姦され妊娠させられ、あげくは工場を追い出されるなどの被害は生じていた。近代的労働環境

成立以前も、江戸時代の大店のあるじや番頭から奉公人の女性はそういう目に遭っていただろう。女性たちは、いつの時代も、性的な脅かしを受け、応じざるを得なかったり、あるいは不本意にも辞めて生計の糧をあきらめたりして「解決」してきた。しかしそれはあくまで、運が悪かった、たちの悪い男がいたから、女の人生はそんなものと個人的なこと、運命的な不幸として扱われてきた。1980年代後半においても、職場の力関係から観光バスの運転手に性関係を強要されたバスガイドの女性が裁判に訴えたが（山形交通事件 1987年2月9日山形地裁に提訴）、裁判ではそうした職場の権力構造には目が向けられず、性的暴行の事実があったかどうか、つまり強姦といえるかどうかを審理する経過をたどり、結局、運転手の個人的な不適切な行為として扱われ、会社が原告女性の親に管理責任の不行き届きを謝罪することで和解となって（1988年4月和解成立）裁判が終了している（宮 1989: 116-121）。

しかし福岡裁判が提訴され「セクシュアル・ハラスメント」「セクハラ」が知られるようになると、状況は大きく変わった。東京の草の根女性運動グループの「働くことと性差別を考える三多摩の会」は、裁判の前年の1988年に、アメリカの女性団体が1980年に刊行した小冊子‘Stopping Sexual Harassment: A Handbook’を『性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック』と題して翻訳刊行していたが、福岡裁判の書証とすることを狙いとして、女性たちにセクシュアル・ハラスメントの体験を問う「一万人アンケート」を開始した。資金や資源の乏しい草の根の運動グループによる、短い期間の調査であったが、6,500名の女性の回答が得られ、多数の女性たちが望まない性的言動によって職場の内外で脅かされ悩まされてきたことが白日のものとなった。自由記述欄には、数十年前のものから、現在進行形のものまで、苦い記憶・体験が記されていた（働くことと性差別を考える三多摩の会 1992）。この結果は裁判の書証となったほか、『働く女の胸のうち：女6500人の証言』として刊行された。

この調査の成功を見ても、「セクハラ」という問題設定は、多くの女性たちの実感を捉える、労働と性がからみあう古くて新しい女性の問題として、満を持して登場したと言えるだろう。

セクハラ概念の登場の10年後、男女雇用機会均等法の改正により企業にセクハラ防止配慮義務が課された（2006年12月の再改正で防止措置義務）。労働問題にしろ、夫婦別姓選択制の導入のための民法改正にしろ、女性差別の是正には非常に時間がかかり、しばしばいつまでも見通しの立たない日本で、たった10年でセクハラに関する法制化がなされたことは興味深い。実のところ、企業にとっては、セクハラ防止は、賃金体系や福利厚生の改善等とは違っておカネのかからない、しかも、「不適切な性的言動」を取り締まるという意味で保守的道徳に沿い企業秩序にかなう。つまりセクハラ防止は、女性の労働権や人権の擁護のためというよりも、企業に都合よいことだったのだ。現在もセクハラ防止が徹底するどころか被害は起り続けていることからもその推測は大きく外れてはいないだろう。

しかしそれでも、法の施行から30年以上が経って、「セクハラはNo！」という常識は社会に普及し、さまざまな事情によってセクハラが横行する場合も、「それはおかしい」と人々が考えるようになったことは大きな前進と言つていいのではないか。

傍聴する研究者として：反訴でのハラッサーの証言

後述するように、自分が原告となるに至るまで、裁判とのかかわりはその後も深まっていくのだが、「傍聴者として」の裁判とのかかわりも私の研究者としての糧となった。

福岡裁判後、1993年に発覚した矢野暢京都大学東南アジア研究所長（当時）によるセクハラ事件にも支援者として関与し、95年発足のキャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク（以下、全国ネット）の活動も始めて、自分が研究教育上の足場としている大学でのセクハラ事件や問題とのかかわりも深まっていった。自分が授業その他の機会に、セクハラについて学生たちに、自分の望まない性的言動は、相手がお世話になっている先生であれ、学ぶ環境を脅かすセクハラであって、我慢する必要はないと言ふと、実は自分はこういう被害を受けているのだが、と授業後に相談されることもある。しかしそこで、どう対応していいか、困惑をせざるを得ない。当の教員のところに「あなたセクハラしてはいけない」と軽々に言ふに及ぶわけにもいかず（そもそも相談者自身がそうしたことは求めていないことも多々ある）、学部の上層部に対処を求めて「事実関係が不明であるしどうす

「することもできない」で終わるのは目に見えている。口では偉そうなことを言いながら何もできないそんなジレンマにぶつかっているのは私だけでなく、同様にハラスメント問題やジェンダー問題に関心をもっている全国の大学の研究教育者たちで、情報交換をしていく必要を感じた。実際、大学でハラスメント相談窓口や防止規則を作るべき、と声を上げても、そんな対策を取ったらうちの大学にはセクハラがあると言っているようなものだ、と問答無用で却下されるのが実情だったから、「大学がセクハラ防止の対策や取り組みをするのは当たり前、それをやらない大学は遅れている」という雰囲気づくりをしていくために、同ネットは立ち上がったのだった。

99年の均等法改正によるセクハラ防止義務の法制化と同時に、文部省（当時）訓令による大学でのセクハラ禁止と、対策の施行の求めによって、大学はセクハラ防止に取り組んでいくのだがそれらは概して実効的なものではなく、相変わらず被害は続いた。

私は、被害者からの相談だけでなく、大学で対策にあたる教員から意見やアドバイスを求められたり対策のための研修を依頼されるなどを通じて、大学のセクハラ事案を多く知ることになったが、そのなかで、とりわけ大学を悩ませていたのが、大学による調査に基づく処分を受けた教員が、その処分を不当として大学や被害者を訴え返す（反訴）対抗訴訟である。大学のセクハラ事案で懲戒解雇になることはまれで、停職や、場合によっては授業の停止程度にとどまるものもある。在職しているながら組織を訴えるというのは、一般のサラリーマンであれば相当に高いハードルだが、大学の研究者は、知的資源が豊富なうえに、大学よりも学界への帰属意識が強いことも作用して、この手の裁判を起こす「勇気」のある人がみられるのだ。裁判を受けるのは憲法上にも保障された権利であるから、裁判を起こすこと自体を否定するわけにはいかないが、指導教員によるセクハラに長く耐え、やっとの思いで問題解決したはずの被害者、通常外の業務を苦渋の思いで行って問題解決したはずの組織にとって、さらなるトラブルが長く続くことになるのだから、非常に疲弊させられる。

私はこうした事案に、セクハラ問題を研究するものとして興味をひかれ、いくつかの裁判の傍聴という形で調査を行った。そこで私が目の当たりにしたのは処分不当と訴えているハラッサーたちが、ことごとく、「自分はセクハラなどしていない」、むしろ「相手の女子学生から誘われた」「合意の関係だった」、「それを大学は見誤って不当に処分した」と堂々と主張する姿だった。つまり彼らは、部下や指導院生と性的な関係をもっていたことは認めており、それがセクハラではないという主張はいっけん「強弁」にも思える。しかし、法廷で力を込めて証言する彼らの言葉からは、彼ら自身の世界では、自分はむしろ相手の女性から誘惑された被害者であるというストーリーが、客観的にはほとんど荒唐無稽であっても（傍聴席で、文字通り呆れて開いた口がふさがらないような思いを何度もしたものだ）、それは彼らの「現実」「リアル」としてあることがわかつてくるのだ。

社会学において「多元的現実」とはよく知られた考え方で、社会学を学ぶ者には常識でもある。それは分かっていたつもりではあるが、法廷という場で披露され展開される「現実」の多様なありようを傍聴席から眺めるのは、そのことが実に腑に落ちる経験だった。そして、こうした「現実」の諸相をまさに多元的に理解することなしには、セクハラの防止や問題解決は、いつまでも遠いままであることもよく分かった。

対抗訴訟以外の機会でも、一緒に事典編纂の仕事をしていた男性研究者が所属大学からセクハラ処分を受け、教育的事業でもあることから何もなかったように編纂の作業を続けてよいのかと問題提起した私がその仕事から外され2年以上にわたって行ってきた仕事を無にされるという派生被害を受けたこともあった。このときも、対抗訴訟をする人たちと同様に「冤罪」であると堂々と主張する当人に加え、他の委員たちや編集者が頬かむりしたり、直接知りもしない被害女性についてとうとうと「その女はいかに頭がおかしいか」を述べる姿には、あらためてセクハラ問題の根の深さを痛感した。

これらの経験から、「お前らこれを読め！」と言いたくて執筆したのが『部長、その恋愛はセクハラです！』（2013年集英社新書）だ。ハラッサーたちがなぜあれほど都合の良い解釈ができるのか、周囲が当人以上に被害者を責めハラッサーをかばいたがるのはなぜなのか、被害を受けても女性がなかなかノーとは言えない事情や構造など、ハラスメントする側とされる側の全く異なる意味世界について、平易な言葉で叙述した。おかげでマニュアル本や一

般のセクハラ本には無い視点であると高い評価を得て、あくまで「当社比」ではあるが例外的によく売れて韓国語にも翻訳されたが、それは訴訟の場ほかでハラッサーや彼に味方したがる周囲をリアルに観察できたゆえであった。

原告として：杉田水脈衆院議員を訴える

そして2019年2月には、自分が原告の立場になり、本書出版を前にした2022年2月に結審を迎えて、5月25日の判決を控えている。

これは、研究代表者を務めた科研研究について杉田水脈自民党衆院議員から、研究内容や研究費の使用方法について、インターネット上で事実無根の誹謗中傷を繰り返し受けたため、3名の共同研究者とともに2019年2月12日に京都地裁に名誉棄損への謝罪と損害賠償を求めて提訴したのだ。杉田議員の発言は私たちの研究が「慰安婦」問題や性暴力をテーマとしていたことに発するが、この少し以前から、産経新聞等で「『反日』研究には科研費を出すな」として「歴史戦」キャンペーンが張られており、私たちの科研もその一環として攻撃対象となったようだ。

杉田氏から私の実名を挙げて発せられた言葉は、「ねつ造」「研究費不正使用」等、研究者生命を脅かされるような内容であり、まったく許しがたいものだが、それとともに杉田氏は、ジェンダー研究・フェミニズム研究を貶めている。第二波フェミニズム以降のフェミニズムの重要なテーマである女性の身体・性について私たちが行ったイベントを「放送禁止用語を連発」「卑猥」と嘲笑し、「こんなのがフェミニズムなわけない」と断言する。それに乘じて十万人以上にのぼる氏のフォロワーがさらに酷い表現でジェンダー研究やフェミニズムを嘲弄してきたのだ。

ジェンダー研究は、長い間の先達フェミニストたちの努力の蓄積で発展し、学として制度化されてきた。杉田氏の攻撃は、私たち原告個人に対する以上に、こうした蓄積の上に立つジェンダー研究を退行させ無力化しようとするものだ。この裁判のなかではっきりと見えてきたのは、先達から私たち原告の世代が引き継ぎ、それぞれが教育活動を行うなかで続く世代に伝えひろげようとしてきたジェンダー平等と女性解放のための営為を、こんなバッシングや妨害で途切れさせるわけにはいかないということだ。

2. 消されていくジェンダー研究、フェミニズム

上述の裁判は、支援組織「「国会議員の科研費介入とフェミニズムバッシングを許さない裁判」支援の会（略称 フェミニ科研費裁判支援の会）」を立ち上げていただき <http://kaken.fem.jp>、多くの方々からサポートを得ることができている。

裁判の進行について、各分野の専門家に意見書を執筆いただき、また弁護団と原告らで杉田氏の言動の分析を行っていく中で、この裁判の中心的意義は、フェミニズムやジェンダー研究へのバッシングとたたかうことであると考えるようになった。攻撃は杉田氏によるものだけではなく、インターネットTVで彼女と共に演して声をそろえる櫻井よしこ氏や上念司氏らの右翼論客、そして10万を超える杉田氏のフォロワーたちのすべてではないにしろ、杉田氏の発言をほめそやし、フェミたたきをする多くの人々から発せられている。私個人への攻撃も厖大な数だが、女性の権利について問題提起をし、男性中心のジェンダー秩序に物申そうとする声を、嘲笑や罵倒で押しつぶそうとする人たちは無数にいる。「こんなバカ女を教授にしているとは大阪大学は何をしているのか」と私への個人攻撃も多數あるが、それも、その根底には、女のくせに生意気な、女だてらに阪大教授になるとは身の程知らず、と言いたいらしい、私が女性であるがゆえのミソジニーが非常に強く感じられる。日ごろから、「わきまえない生意気な女ども」に苦い思いを抱いているのか、私という実在の個人にうっへん晴らしをして爽快感を得ている様子が見て取れる。

つまり、この事象現象自体が、フェミニズム・ジェンダー研究が今現在も引き続いている必要であることを強く証明しているのだが、実際のところ、フェミニズム・ジェンダー研究は、一面では危機にあると言わざるをえないのではないかとも思える。本書の各章でも論じられているとおり、#MeTooの世界的広がりに見られるように、ごく普通の女性たちの間でもフェミニズム的発想は浸透していき、ポップカルチャーにも現出している。しかし、それにも

かかわらず、否、それゆえではないかと疑わざるを得ないのだが、モノ言う女たちには執拗な攻撃が仕掛けられる。SNSでフェミニスト的な発信をしたがために壮絶なバッシングを受け、心を病んだりアカウントを閉じざるを得ない女性たちは後を絶たない。

そしてまた、特にアカデミアをみてみれば、フェミニズム・ジェンダー研究は、果たして前進しているのか、後退はないのかと疑わしくもなる。

私たちの裁判の焦点である科研費は、2001年に複合領域の細目としてジェンダーが設置されその中に採択されたものだったが、科研費の分野見直しによってこの領域は2016年には消えて、社会学や人類学、法学などのキーワードとして「ジェンダー」が入るという、率直に言って「格下げ」になった。それはもちろん、ジェンダー的視点が各学問分野の中に広がったからこそともいえるのだが、しかしそれが事実であるとしても学問分野としてのジェンダー研究は存在感を失いつつあるようにも思える。そこには、ジェンダーと貧困、ジェンダーと医療、ジェンダーとメディア等々と、ジェンダー視点を生かした研究は良くても、「ジェンダーだけでは狭い」という意識や認識が広がっているのではないか。

しかし、「ジェンダーだけ」に注目する意味とは何だろうか。それはつまり、ジェンダー研究の原点であるところの、女性差別を理論的かつ実践的に問題としその構造を解明していくとする、つまりはフェミニズムに立脚することではないだろうか。女性差別は今も根深く、かつ巧妙化しつつもあるのに、女性差別そのものを正面から問う研究は「狭い」「イデオロギー的」とされてアカデミアから排除されようとしているということではないか。

フェミニズム・ジェンダー研究は、1970年代、ウーマン・リブ、女性解放運動のなかで、「女性学」として始まった。井上輝子さんらの先達が、大学の「自主ゼミ」の形で始め、日本女性学研究会が1977年に、日本女性学会が1979年に立ち上がった。しかしこの当時は、アカデミアからは「異端」とされ、もちろんそれを専門とする教授もおらず、大学院生にとって「フェミニズム」「ジェンダー研究」はまだ日陰の扱いで、メインの研究テーマにはならないのが「常識」だった。フェミニズム・ジェンダー研究の大家である上野千鶴子氏や江原由美子氏も、大学院時代はそれ構造主義、現象学的社会学を表看板としながら、ジェンダー研究をしておられた。このお二人と並べるのは僭越至極だが、私も、院時代も就職直後も、ジェンダー・フェミニズム研究は余業で、と考えていたのを記憶している。

しかしその後、先達のご努力ご活躍、そして女性差別撤廃条約（1979）に結実する国際的な潮流の中で、日本でも大学の制度としてジェンダー研究は取り入れられていくことになった。徐々に「ジェンダー論」の授業がカリキュラムに入り、ジェンダー論を専門として大学のポストを得ることができるようになったのだ。上野千鶴子氏が東大教授に就任したのはその象徴でもあろう（93年助教授、95年教授）。

ところが今、「ジェンダーだけでは狭い」ということなのか、専任ポストは減少している。科研費の細目においても格下げになったことは前述の通りだ。

そして、大学や企業など各組織はいま、「男女共同参画」は古臭い、と言わんばかりに、「ダイバーシティ」に舵を切っている。2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%にと、2003年に掲げられた202030（ニイマル・ニイマル・サンマル）の目標には全く届かず取り下げられたというのに、男女共同参画社会はすでに達成されたとでもいうのだろうか。もともと「男女共同参画」の用語自体、女性差別撤廃条約の国内法を制定するのに、女性差別禁止法や男女平等法といった表現を嫌う政治家たちによって、「男女共同参画」といういかにも男女仲良くといったニュアンスを感じさせる表現に落ち着いたという経緯があった（牟田2006：6章）。それ自体、問題のある出発点ではあったが、それすらも、実質的な成果もほとんどないままに、消してしまおうというのだろうか。

もちろん性的マイノリティの人々や外国にルーツのある人々の権利を保障していくことは日本社会にとって喫緊で必須の課題であり、日本社会にダイバーシティへの取り組みが根付いていくことは重要だ。しかしながら、そこに、もう女性差別はもう終わったかのようなごまかしが隠れているとすれば看過するわけにはいかない。いうまでもなくフェミニストたちは、女性の権利、抑圧の解消のために努力してきているのだから、女性だけでなく多様な人々

の人権が擁護されることにはもろ手を挙げて賛成だ。しかし、マイノリティの人々の権利向上のために女性はガマンしなくては、と言わんばかりのロジックが使われ、女性自らがそれに同調する時、そこには相変わらずの、自分のことは二の次にと女性に叩き込まれてきたジェンダー規範がのぞいてはいないだろうか。

かつて、妊娠中絶を禁止しようとする優生保護法改悪が企てられたとき、障碍者団体とフェミニストたちは、対立の構図を余儀なくされた。「産む産まないは女（わたし）が決める」と女性の自己決定を訴え法の改悪に反対するフェミニストに対し、そうした主張は障碍をもった胎児を選別し抹殺することにつながると危機感を抱く障碍者たちが、あたかも互いが敵同士であるかのようにみなされたのだ。両者の間では激しい論争もなされ完全な「解決」に至ったわけではないが、しかしそのぶつかり合い、論争によって、問題の根底は産む母に子育てを個人的な重荷として押し付け、障がいのある者を排除しようとする社会の構造であり、それこそが問われるべきと洞察が深められていった。こうしたプロセスを私たちはいま学びの糧とすることができるだろう。

「フェミニズムはみんなのもの」という標語がある。これは女性差別社会の構造のもとでは女性のみならず男性もどんな人も抑圧を受けているという含意であって、フェミニズムの理念をみんなのために引き下げていくなどということではない。真に「フェミニズムはみんなのもの」になるのは、女性の権利が確立し女性への抑圧がすべて解消された後のことだ。

3. 性暴力とセクハラは何を問題提起しているのか：オルタナティブな社会像へ向けて

2010年代後半は、# MeToo の国際的な広がりをはじめ、伊藤詩織さんの性暴力被害への告発（伊藤 2017）、フラワーデモ <https://www.flowerdemo.org/> の全国的展開など、日本でも性暴力について異議申し立てと正義の回復を求める声が広がった。セクハラについても、財務省事務次官が報道記者に卑猥な言葉かけを酒席で繰り返した事件、人権派で知られる写真家がスタッフに性的関係の強要を含むセクハラを繰り返していた事件にも批判が集まつた。それらは、現実に地位の上下関係を使った性暴力がいまだ蔓延していること、2017年の刑法改正で強姦罪が強制性交等罪へと改正されたにもかかわらず、加害者にとことん甘い司法判断が繰り返されていることなどの不公正が継続している現実の上にあるのであって、手放しで喜んでいるわけにはもちろんいかない。しかしそれでも、セクハラや性暴力に No! と言える感覚がたしかに高まってきたことを示しているものとして、1989年のセクハラ元年からの進展を率直に喜びたい。

こうしてこれまで見過ごされていたり、あきらめやガマンを強いられていたセクハラや性暴力が「問題」「不正義」として「発見」されていくことは、被害者の苦痛がわずかなりとも緩和されたり、あるいはしばしば誤解されているように「過去の恨みを晴らす」のにとどまるのではない。私たちの社会で被害が生じている事実を明らかにしていくこと抜きには、防止や対策のための取組みは生まれえない。その意味で、個人の声の現出は発見の価値 자체が大きく、重要・必要なことであるし、まだまだ途上であると言わざるを得ない。

しかし重要なのはそれだけではない。

第二波フェミニズムから生まれたラディカルフェミニストたちが看破したように、性にまつわる抑圧は、社会に構造的にある性差別の深淵である。マッキノンとドゥオーキンは、「平時における女性に対する戦争」として、DV、レイプ、売買春、ポルノを挙げたがこれらはすべて言うまでもなく、女性の性にまつわる問題だ。雇用上の差別、管理職や政治代表の少なさ等々、社会経済的な女性差別は私たちの社会にいまだ確固としてあり、その解消は喫緊だ。しかし、女性の社会経済的地位が低いことが理由で性的搾取や抑圧が起こるという以上に、性の抑圧こそが、経済や法、社会的多方面に広がる差別の根源なのではないか。そこにこそ、私たちはたたかいを挑まなければならないのではないか。

性、そして性にまつわる女性への抑圧は、それに異議申し立てをすること自体がいまだ抑圧される。杉田水脈議員が私たちの科研を攻撃するのに好都合に使っているのが、「慰安婦」問題や女性の身体と性にかかわることであり、

それに無数の「いいね」がつきリツイートされるのもその証左だ。そうした多重の困難はあっても、否、あるがゆえに、それこそが社会に構造的にある女性差別の深淵なのだ。だから、それへの挑戦を、社会構造自体を変革していくドライブとすることができるのではないか。私にとって、セクハラや性暴力に「こだわる」理由はまさにそこにある。

性暴力やセクハラはなぜ存在・蔓延しているのか。なぜそうした行為や言動がこれまで（今でもしばしば）見過ごされてきたのか。それどころか、とくにゲームやアニメ、AV等では娯楽としてさえ扱われているのか。そして、なぜ圧倒的に男から女へとなされるのか。女性から男性、男性間での被害が無いわけではないが、その意味や効力は大きく違う。そこには、江原由美子が「ジェンダー秩序」として論じたように、性差とは対称的・二分法的なものでなく、権力の勾配を含むことが起因している。その勾配はしかし／しかも、私たちの社会の異性愛規範のなかに深く埋め込まれ、近代家族規範に直結している。端的に言えば、異性愛規範と近代家族規範の中に性的抑圧や差別が埋め込まれているのだ。しかしそれなのに女性たちはなぜそこに誘導されていくのか、あるいは追い込まれていくのか。

そこにはたしかに、女性の労働条件や賃金の低劣さのゆえに経済的に男性に依存的になるといった事情が作用しているだろう。しかし、経済的に自立できるはずの女性もDVに耐えていたり、性暴力やセクハラの脅かしから決して無縁ではない。そう考えると性暴力やセクハラなど性の抑圧に抗する途は、セクハラ性暴力として現れる一つ一つの行為言動に注目することにはとどまらないことが見えてくる。それが、オルタナティブでより公正な社会を構想することを狙いとしながら、政治や家族、性をテーマとして含んで本書が編まれている理由もある。

性にまつわることに異議を申し立てること自体が困難であるうえに、家族の在り方や異性愛規範に挑戦するのは、壮絶な反撃や攻撃を受けることが不可避の、きわめて困難な道であろう。前述したように、アカデミアの制度としてのジェンダー研究が揺らいでいるという現状、行政お墨付きではじまつたはずの「男女共同参画」すら消しさられようとしているフェミニズムの現状からすると、その困難はなおさらに深いかもしれない。だからいま、ラディカルなフェミニズムの原点に戻ろうとすることは、さらなる攻撃を招くという懸念もあるだろう。

しかし、もしかするとジェンダー研究やフェミニズムが今陥っている困難——女性たちのあいだにはフェミニズム的感性がかつてに比べれば広がっているにもかかわらず——は、これまでのジェンダー研究・フェミニズムがたどってきた途とは少し異なるアプローチや伝え方たたかい方が求められているのかもしれないことを示唆しているとも言えないだろうか。

前述したようにもともとフェミニズムはアカデミアとは別のところで、言ってみれば「野生」で生まれ女性たちに浸透していく、それがジェンダー研究にも発展していった。ジェンダーにかかわる学びは、言うまでもないが、アカデミアの内部で行われる制度的な「教育」としてあるだけではない。世代や立場を問わないさまざまな女性たちの現実に立脚しそこから学びを深めともに社会変革の途を構想し多様に行動していくことこそが、フェミニズムの原点であり、今求められていることではないか。

アカデミアの制度の中で正面から女性差別を問う学として生き延び発展していくことと並んで、「野生」の立場でより多くの女性たちと共感しあい学びあいより公正なものに向かって社会を動かしていくこと——それがフェミニズム・ジェンダー研究の向かうべき挑戦だろう。私自身、大学という制度を離れても、そこに立脚しつつともに学び合う、これまでよりも広い「教育」の現場に在り続けていくつもりだ。

本研究は、科研費基盤(C)課題番号：20K12460「セクハラ・性暴力問題の女性のエンパワーメントによる解決のための比較社会学的研究」の助成を受けている。

[文献]

Dworkin, Andrea & Catharine A MacKinnon, 1988, *Pornography and Civil Rights: A New Day for Women's Equality*. Minneapolis, MN: Organizing Against Pornography.

- 江原由美子, 2001, 『ジェンダー秩序』 効草書房.
- 晴野まゆみ, 2001, 『さらば, 原告 A 子——福岡セクシュアル・ハラスメント裁判手記』 海鳥社.
- 働くことと性差別を考える三多摩の会, 1991, 『性的いやがらせをやめさせるためのハンドブック』.
- 伊藤詩織, 2017, 『ブラックボックス』 文芸春秋.
- 宮淑子, 1989, 『セクシュアル・ハラスメント』 教育資料出版.
- 森田成也, 2021, 『マルクス主義、フェミニズム、セックスワーク論：搾取と暴力に抗うために』 慶應義塾大学出版会.
- 牟田和恵, 2006, 『ジェンダー家族を超えて：近現代の生 / 性の政治とフェミニズム』 新曜社.
- , 2013, 『部長、その恋愛は、セクハラです！』 集英社.
- 職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会編, 1992, 『職場の「常識」が変わる——福岡セクシュアル・ハラスメント裁判』 インパクト出版会.

むた かずえ 1956年生まれ 大阪大学大学院人間科学研究科コミュニケーション社会学ジェンダー論講座教授を経て 2022年4月より大阪大学名誉教授。2022年3月～23年1月グラスゴーカレドニアン大学客員教授。

主な著書

『ジェンダー家族を超えて——近現代の生 / 性の政治とフェミニズム』 新曜社、『部長、その恋愛はセクハラです！』 集英社新書、『女性たちで子を産み育てるということ——精子提供による家族づくり』（共著）白澤社